

スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブの 活動にあたっての留意事項

- ①小学校体育館等の学校施設開放について、各学校で教育活動に支障があると判断された場合には、貸し出しを行わないことがあります。学校施設の利用を予定している団体は事前に学校側にご確認いただき、貸出不可の場合は他の施設等での活動を検討してください。
- ②学校施設を利用する際は、利用団体において消毒液を必ず準備し、手が触れた場所（ドアノブ・水道の蛇口等）の消毒を徹底して行ってください。
- ③屋内での活動においては、活動場所のドアを広く開ける、またはこまめな換気を行うなど、感染拡大防止のための措置を実施してください。
- ④宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿については、感染防止対策を徹底した上で実施して構いませんが、感染が拡大している地域との交流については可能な限り控えてください。

※活動時におけるマスク着用等の詳細な事項については、山形県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインについて（令和2年12月23日更新）」をご確認ください。

（山形県ホームページ URL：

<http://www.pref.yamagata.jp/700021/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/gaidorainn.html>）

※大会開催時の留意事項については、各競技団体のガイドラインに従ってください。